

# 労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

## 1月号

〒120-0026

足立区千田町12-3

TEL 03-3870-7780

FAX 03-3881-7784

### 〈足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ〉

新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様のニーズにお応えできるよう、気持ちもあらたに取り組んでまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

支部長、足立労働基準監督署長の新年ご挨拶は2面に掲載させていただきました。

また、今年度総会にてご承認いただきました事務所移転ですが、あらたなご提案をさせていただきます。つきましては、当該提案の賛否につきまして、お手数をおかけいたしますが、ご回答をよろしくお願ひ申し上げます。

#### 事務所移転について（王子支部使用事務所を共有すること）

当支部事務所移転につきましては上野支部、王子支部との事務所共有を目指してまいりましたが調整がつかず、足立区綾瀬近辺に単独で移転することを本年度の総会においてご承認をいただいたところです。

しかしながら、この度王子支部が使用している事務所を共有することで調整を進めることができました。

そうすることにより現在82,000円の家賃が約25,000円となり、事務所賃料を削減できるだけでなく、光熱費等も削減できます。しかしながら一方で事務所の所在地が足立区または荒川区ではなく、北区王子本町1-22-3となります。

以上のことから本来は総会にてその賛否を確認するところ、令和5年4月が賃貸契約更新月のため、本書面にてその賛否を確認いたしたく、大変申し訳ございませんが、別紙回答書について、FAXにて令和5年1月20日（金）までにご返信をお願いいたします。

なお、移転後においても、より会員の皆様のサービス向上に努め、また、足立労働基準監督署を始め、関係各所との連携に取り組みますことを申し添えます。

#### 講習会等のご案内

『令和4年度 職場の健康づくり講習会』※無料です。

開催日時：令和4年3月9日（木） 14：00～16：40

開催場所：東京都東職業能力開発センター 実習室 足立区綾瀬5-6-1

講習内容：（1）企業の元気も支える治療と仕事の両立支援 ～お互い様の職場づくり～

東京産業保健総合支援センター 産業保健専門職 田中希実子氏

（2）特別講演：労働基準監督署とは？～監督署、怖いか、やさしいか～

※臨検監督とは？是正勧告とは？どんな場合に司法処分になるの？捜査ってどんな風にするの？監督署は急にやって来る？などなど、監督署の業務をわかりやすくお話いたします。

公益社団法人東京労働基準協会連合会

安全衛生研修センター次長 工藤 滝光 氏（元中央労働基準監督署長）

定員：50名

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

※新型コロナウイルス感染状況により、中止とする場合もございますので、ご了承ください。

『令和5年度 雇入れ時安全衛生教育講習会（新規採用者）』（労働安全衛生法第59条関連）

～ビジネスマナー講習も同時に行います～

開催日時：令和5年4月17日（月） 13：00～16：40

開催場所：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8

会員：4,000円 一般：6,000円

※会場での受講（定員20名）及びオンラインでの受講どちらでも可能です。

※詳細・お申込書は2月号に同封いたします。

## 新年のご挨拶

(公社) 東基連 足立荒川労働基準協会支部  
支部長 井上 浩

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んでお祝いを申し上げます。

旧年中は当支部の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、会員の皆様にはあらためまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染者数の累計は令和4年12月6日付け厚生労働省の発表によると、約25,400,000人となり、令和4年10月末現在での新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数は113,217件となりました。

新型コロナウイルス感染症に罹った後、その症状は時間経過とともに改善されるといわれておりますが、一部では症状が長引き、疲労感、集中力の低下といった症状等（罹患後症状）があるとのことでした。

厚生労働省が令和4年10月に発表した「新型コロナウイルス感染症診療の手引 別冊罹患後症状のマネジメント」では事業者は疾病を抱える労働者を職場復帰させると判断した場合は、単に労働時間を減らすだけではなく、業務により疾病が増悪しないよう一定の仕事に対する配慮を（就業上の措置）や治療に対する配慮を行うことが望ましいとしています。

特に就業上の措置は事業者の最終判断によるところが大きいとされ、主治医・産業保健スタッフと労働者が連携し、職場復帰支援を行うことにより、安心して働ける安全な職場ができるものと存じます。

来年度は「第14次労働災害防止計画」の初年度であり、働く人がより安全で安心できる健康な職場づくりを目指し、足立労働基準監督署をはじめとする関係機関等のご指導、ご支援を頂きながら、時代の変化に対応した必要な情報の提供や、講演会、セミナーの開催などにより会員の皆様を支えて参ります。

本年も会員事業場の皆様のますますのご発展を心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

## 新年のご挨拶

足立労働基準監督署  
署長 吉清水 信也

新年明けましておめでとうございます。

(公社) 東京労働基準協会連合会足立荒川労働基準協会支部並びに会員の皆様には、労働基準行政の運営につきまして、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年もよろしく願いいたします。

昨年は3年ぶりに全国安全週間説明会、同労働衛生週間説明会、足立荒川安全衛生推進大会を開催できました。参加者並びに運営にご尽力いただいた皆様に感謝いたします。

過去2年間、各会の中止の原因であったコロナウイルスについては、この原稿を書いている時点で感染者が増加しており、インフルエンザ流行の兆候も見られ、今後の動向が気になるところです。

さて、ウィズコロナの方向性が示され、経済活動が少しずつ元に戻り始めているようですが、働き手の確保にご苦労されている会員様はいませんか？従業員は大事な経営資源であり、労働条件の整備は重要な経営戦略です。

働き方改革は、年休の5日間付与義務や労働時間の状況把握を始めとして、時間外労働の上限時間、同一労働同一賃金、パワハラ防止の取組等に係る中小企業への適用が順次施行されています。

本年4月から、1か月に60時間を超える時間外労働に対して支払う賃金の割増率が中小企業についても5割以上となるほか、令和6年4月に建設業、自動車運転業務、医師についても時間外労働の上限規制が適用される予定であり、注目されています。

改正事項で未対応のものがある会員様におかれましては、早目の取組を、また、今後の改正への準備もお願いします。

結びに足立荒川労働基準協会支部並びに会員様の益々の発展とご健勝を祈念し、新年の挨拶といたします。

## 『最新事情を踏まえた就業規則グレードアップ』 ※有料オンデマンドセミナーです。

～新たな法令等に基づく労働条件の再検討と、これに伴う就業規則の一層の改善を目指して～

○パワーハラスメント防止法制や改正育児介護休業法が施行され、他方、労働基準法等の改正が検討されていることを踏まえ、従来からの労働条件の再検討とこれに基づく就業規則の一層の改善・整備について解説します。

主な内容：

### 「見直し整備の検討事項」

- ・ ハラスメントの防止対策に関する重要ポイントとモデル規定
- ・ 70歳までの就業機会確保に関する検討ポイントとモデル規定
- ・ 副業・兼業の活用に向けた検討とモデル規定
- ・ 労働基準法等改正に向けた検討と準備 など

### 「見直し整備に際してのリスク回避策」

- ・ 周知を徹底させるための措置
- ・ 不利益変更にあたる場合と当たらない場合

講師：岩崎 仁弥 氏 (株)リーガル・ステーション代表取締役

NAC 社会保険労務士事務所 主席コンサルタント

受講料：会員（一名） 4,000円 非会員（一名） 6,000円

※お申込み方法等、詳細は同封いたしましたチラシをご参照ください。

※当支部ホームページからもお申込みサイトにリンクできますのでご利用ください。

## 令和5年四協会新年合同懇親会

例年1月に日暮里ホテルラングウッドにて開催しておりました四協会新年合同懇親会ですが、新型コロナウイルス感染予防のため中止とさせていただきますこととなりました。

## 東京都内の労働基準監督署における令和3年の定期監督等の実施結果

～71.5%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 辻田 博）では、令和3年に管内の18の労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（※）の結果について取りまとめ、公表しました。

### 【定期監督等の実施結果のポイント】

1 定期監督等の実施事業場数：10,130 事業場

このうち、7,245 事業場（全体の71.5%）で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

- (1) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの：  
2,282 事業場（22.5%）
- (2) 違法な時間外労働があったもの：1,521 事業場（15.0%）
- (3) 健康診断の実施に関する違反があったもの：1,417 事業場（14.0%）

※ 定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

## 「業務改善助成金（通常コース）」を拡充されました

～助成上限額の引き上げや助成対象経費の拡大などで活用しやすくなります～

厚生労働省は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するため、「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、「業務改善助成金（通常コース）」は、中小企業・小規模事業者が利用しやすくなるよう、助成上限額の引き上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大などの改定をされました。

助成金の受け付けは、令和4年12月12日からです。

パンフレットの一部を最終頁に掲載いたしました。当支部ホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください。

# 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日  
（事業完了期限：令和5年3月31日）

## 業務改善助成金（通常コース）とは

事業内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金  
を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。  
この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

- ・ ( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って  
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

※ 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です